

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名	
一般	03	01	06	134270	乳幼児医療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6 健康づくりの推進				
	施策	2 母子保健の推進				
目的	安心して健康な子どもを生み育てる環境づくりのため、保護者の経済負担を軽減する。					
対象	就学前の児童を持つ保護者					
意図	医療費を助成することにより、就学前の児童を持つ保護者の経済的負担が軽減され、児童の健康づくりが図られる。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
<p>○乳幼児医療費助成事業 花巻市独自に、県単独医療費助成に上乘せ給付をする。 対象者：出生の日から就学前までの児童 給付額：一部負担金相当額（自己負担なし） ※平成27年8月診療分より3歳以上就学前児童についても所得制限と自己負担を撤廃。 給付方法：医療費助成分を控除して窓口支払いする現物給付方式。</p> <p>【県基準】 所得制限：児童扶養手当の所得制限+80万円 給付額：1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額（受給者が3歳未満）</p>						
市民参画の有無 【 対象外 】						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	乳幼児医療費受給者証交付人数	人	計画	4,200	4,000	
			実績	4,161	4,150	
②	乳幼児医療費給付額	千円	計画	104,000	109,000	
			実績	98,028	111,392	
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
/		
目的妥当性	公共関与の妥当性	少子化及び景気低迷の社会情勢にあつて、健康づくりを図るために、乳幼児の医療費を助成することは妥当である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	<input type="radio"/> 見直し余地がある	
有効性	成果の向上余地	対象者の把握については庁内関係部署と連携を図って漏れなく把握している。給付額については、所得制限と自己負担額を撤廃し、県要綱より拡大して給付している。また、平成28年8月より医療機関での窓口負担を軽減する「現物給付方式」を県内一斉に導入している。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	<input type="radio"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費は医療給付費であり、受給者の受診状況に応じた予算措置が必要である。医療費給付システムの活用、一部事務の外部委託、事務内容の見直し等を行っているが、毎月の給付を限られた期間内に正確に行うためには、現在の業務時間は削減できない。
	<input type="radio"/> 事業費の削減余地がある	
	<input type="radio"/> 人件費の削減余地がある	
公平性	受益と負担の適正化余地	受給資格の認定等について、県要綱に準じて市の規則で定められている。
	<input type="radio"/> 受益機会の見直し余地がある	
	<input type="radio"/> 費用負担の見直し余地がある	
総合評価 …上記評価結果の総括		
就学前の児童の健康づくりを図るため、円滑かつ確実に助成を実施していくことで、保護者の経済的負担を軽減する。		

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 国保医療課 担当係長 佐藤 庸子 内線 533

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	06	134270	乳幼児医療費助成事業

単位：千円

	28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)	
事業費	98,028	111,392	112,000	13,364	
財源内訳	国・県	32,966	31,351	36,163	△ 1,615
	地方債				
	その他				
	一般財源	65,062	80,041	75,837	14,979

※特定財源の内訳
 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金（県 補助率1/2）
 ※H27年は（H26年度繰越明許）地域活性化・地域住民等緊急支援交付金（基礎）12,813千円含む

事業期間	単年度繰返	○	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-------	---	------	-----------------

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

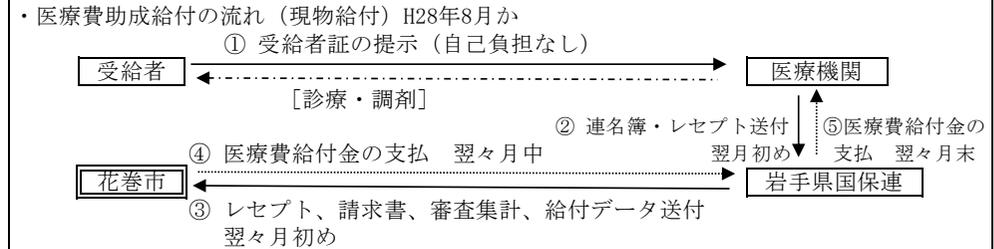
岩手県の「子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

○乳幼児医療費助成事業
 花巻市独自に、県単独医療費助成に上乗せ給付をする。
 対象者：出生の日から就学前までの児童
 給付額：一部負担金相当額（自己負担なし）
 ※平成27年8月診療分より3歳以上就学前児童についても所得制限と自己負担を撤廃。
 給付方法：医療費助成分を控除して窓口支払いする現物給付方式。

【県基準】
 所得制限：児童扶養手当の所得制限+80万円
 給付額：1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額（受給者が3歳
 意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



・医療費支給額内訳

・乳幼児（県所得制限内、3歳以上受給者）の例

	医療費給付額			各保険者 高額療養費限度額を超えた額
	市嵩上負担	市負担額	県補助金	
入院外	1,500円	1,500円を超えた1/2	1,500円を超えた1/2	
入院	5,000円	5,000円を超えた1/2	5,000円を超えた1/2	

・乳幼児（県所得制限超過）の例

	医療費給付額		各保険者 高額療養費限度額を超えた額
	市負担額	県補助金	
入院外			
入院			

・事業費の内訳

医療給付費（乳幼児）	111,391,901	（単位 円）
計	111,391,901	

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名	
一般	03	01	06	134280	妊産婦医療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	妊産婦の健康づくりを推進するため、経済的負担を軽減する。					
対象	妊産婦及びその配偶者等					
意図	医療費を助成することにより、妊産婦及びその配偶者等の経済的負担が軽減され、妊産婦の健康づくりが図られる。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
○妊産婦医療費助成事業 花巻市独自で、県単独医療費助成に上乘せ給付をする。 対象者：妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額 （受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし） 給付方法：医療費助成分を控除して窓口支払いする現物給付方式 【県基準】 給付額：1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額 （受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし）						
市民参画の有無 【 対象外 】						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	妊産婦医療費受給者証交付人数	人	計画	300	300	
			実績	274	277	
②	妊産婦医療費給付額	千円	計画	18,000	19,000	
			実績	14,679	17,079	
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
目的妥当性	公共関与の妥当性	少子化及び景気低迷の社会情勢にあつて、健康づくりを図るために、妊産婦の医療費を助成することは妥当である。
	○ 妥当である	
	見直し余地がある	
有効性	○ 妥当でない	
	成果の向上余地	対象者の把握については庁内関係部署と連携を図って漏れなく把握している。給付額については県要綱より拡大して給付しており、現時点では向上の余地はない。また、平成28年8月より医療機関での窓口負担を軽減する「現物給付方式」を県内一斉に導入している。
	○ 向上余地がある	
効率性	○ 向上余地がない	
	事業費・人件費の削減余地	事業費は医療給付費であり、受給者の受診状況に応じた予算措置が必要である。医療費給付システムの活用、一部事務の外部委託、事務内容の見直し等を行っているが、毎月の給付を限られた期間内に正確に行うためには、現在の業務時間は削減できない。
	○ 事業費の削減余地がある	
公平性	人件費の削減余地がある	
	○ どちらも削減余地がない	
	受益と負担の適正化余地	受給資格の認定や自己負担額について、県要綱に準じて市の規則で定めている。
総合評価	○ 受益機会の見直し余地がある	少子化及び景気低迷の社会情勢にあつて、健康づくりのために妊産婦の医療費を助成することは妥当である。
	費用負担の見直し余地がある	
	○ 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
妊産婦の健康づくりを図るため、円滑かつ確実に助成を実施していくことで、妊産婦及びその配偶者等の経済的負担を軽減する。		

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 国保医療課 担当係長 佐藤 庸子 内線 533

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	06	134280	妊産婦医療費助成事業

単位：千円

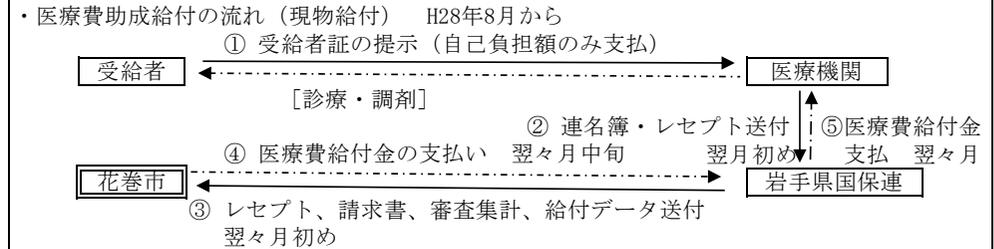
		28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		14,679	17,079	21,000	2,400
財源内訳	国・県	6,236	6,778	8,168	542
	地方債				
	その他				
	一般財源	8,443	10,301	12,832	1,858

※特定財源の内訳

子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金（県 補助率1/2）

事業期間	単年度繰返	○	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
部重点施策における目標				
安心して出産し、親子が健やかに育っています。				
事業開始の背景・経緯				
岩手県の「子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。				
事業概要				
○妊産婦医療費助成事業 花巻市独自で、県単独医療費助成に上乘せ給付をする。 対象者：妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額 (受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし) 給付方法：医療費助成分を控除して窓口支払いする現物給付方式 【県基準】 給付額：1医療機関1月につき、入院5,000円、入院外1,500円を控除した額 (受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)				
意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）				

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



・医療費支給額内訳

	医療費給付額			各保険者 高額療養費限度額を超えた額
	市嵩上負担	市負担額	県補助金	
入院外	1,500円	1,500円を超えた1/2	1,500円を超えた1/2	
入院	5,000円	5,000円を超えた1/2	5,000円を超えた1/2	

・事業費の内訳

医療給付費（妊産婦）	17,078,697	(単位 円)
計	17,078,697	

・平成28年8月より、償還払い方式から現物給付方式となった。

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ド	事業名	
一般	03	02	01	134440	特定妊婦支援事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	育児不安の軽減					
対象	支援が必要な妊婦					
意図	妊娠期から支援することにより安心して出産し、子育て不安の軽減を図る。					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○特定妊婦支援 母子健康手帳交付時に特定妊婦の把握を行い、必要な支援を行う。 ①妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供 ②複数のサービスを利用し、かつ継続的な支援を必要とする場合に関係機関と調整し必要な支援につなぐ。 ③必要に応じて定期的な支援						
【特定妊婦】 特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に認められる妊婦のことをいう。 具体的には、若年・経済的問題・妊娠葛藤・母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届・妊婦健康診査未受診等・多胎・妊婦の心身不調等						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	特定妊婦の訪問・相談件数	件	計画	135	100	/
			実績	109	67	
②			計画			/
			実績			
③			計画			/
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	特定妊婦の訪問・相談件数	件	目標	135	100	/
			実績	109	67	
②			目標			/
			実績			
③			目標			/
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり	○ 目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)	
H28年度より特定妊婦の認定内容を見直した為、支援件数は減少しているが、妊娠時期からの切れ目のない支援として、家庭訪問や来所、電話相談、パパママ教室等を開催し、あらゆる機会を捉えて関係機関と連携しながら支援している。	
目的妥当性	公共関与の妥当性 ○ 妥当である 見直し余地がある 妥当でない
有効性	成果の向上余地 ○ 向上余地がある 向上余地がない
効率性	事業費・人件費の削減余地 事業費の削減余地がある 人件費の削減余地がある ○ どちらも削減余地がない
公平性	受益と負担の適正化余地 受益機会の見直し余地がある 費用負担の見直し余地がある ○ 適正である
総合評価 …上記評価結果の総括	
子どもの心の発達や育児不安の問題により、虐待等を未然に防ぐための支援が必要なケースが増えている。そこで妊娠期から出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を特定妊婦として位置づけ、産後の支援体制を整える。 支援が必要な妊婦に対し、出産前から関わりをもち、訪問や電話相談、教室等での相談・支援を行うことで育児に対する不安の軽減につながった。	

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 健康づくり課 担当係長 蟹澤 容子 内線 390

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	01	134440	特定妊婦支援事業

単位：千円

		28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		2,975	1,555		△ 1,420
財源内訳	国・県	458	926		468
	地方債				
	その他				
	一般財源	2,517	629		△ 1,888

※特定財源の内訳					
子ども・子育て支援交付金	国 (1/3)	463			
子ども・子育て支援補助金	県 (1/3)	463			

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

部重点施策における目標
安心して出産し、親子が健やかに育っています。

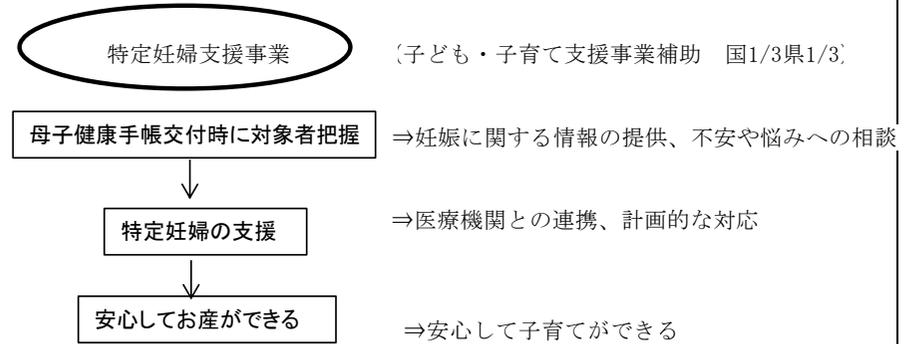
事業開始の背景・経緯
育児不安と子どもの心の発達の問題、児童虐待等で支援の必要なケースが、増えている。そこで妊娠期から出産後の養育支援の必要な妊婦を把握し、特定妊婦と位置づけ、出産後の支援体制を整える必要がある。

事業概要
○特定妊婦支援
母子健康手帳交付時に特定妊婦の把握を行い、必要な支援を行う。
①妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供
②複数のサービスを利用し、かつ継続的な支援を必要とする場合に関係機関と調整し必要な支援につなぐ。
③必要に応じて定期的な支援

【特定妊婦】
特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に認められる妊婦のことをいう。
具体的には、若年・経済的問題・妊娠葛藤・母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届・妊婦健康診査未受診等・多胎・妊婦の心身不調等

意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



■特定妊婦支援事業 H29 1,555千円 (▲1,420千円)

内訳
 ・非常勤報酬（助産師・保健師等） 708千円
 ・臨時補助員賃金（助産師・保健師等） 636千円
 ・消耗品（パンフレット等） 63千円
 ・自動車借上料（リース料） 148千円

財源内訳
 子ども・子育て支援交付金 国 463千円
 子ども・子育て支援交付金 県 463千円

特定妊婦支援実施 (人)		
特定妊婦認定者数 (実)	58	
支援実施数 (延)	67	
内訳	訪問相談	5
	来所相談	3
	電話相談	38
	パパママ相談	2
	※その他・関係機関との連携	19

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名	
一般	04	01	02	144070	母子保健事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	母子の健康保持					
対象	妊産婦及びその夫、各対象月齢の乳幼児、中学生					
意図	健康診査により疾病の早期発見・早期治療ができ、各種相談、教室で妊娠・出産・育児の不安の軽減。学童等が命や健康の大切さを知る。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
○妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 妊婦一般健康診査の実施 健診回数14回 産後健康診査（産後2週、1か月） 乳児一般健康診査の実施（1か月児、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児親子歯科、3歳児） ○子育て世代包括支援センターの設置 相談支援員2人を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援体制の構築 ○産前産後ケア事業等の業務委託 ○赤ちゃんふれあい体験教室 中学生と赤ちゃんのふれあい体験 9回 ○妊娠前相談						
市民参画の有無 【 対象外 】						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	○委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	妊婦一般健康診査受診回数	回	計画	7,500	7,500	
			実績	7,092	6,834	
②	相談指導件数	件	計画	1,700	1,700	
			実績	1,910	1,688	
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	3歳児健診における受診の割合	%	目標	100.0	100.0	
			実績	99.3	99.6	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		○	概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)	
乳児期の健診受診率は高いが、年齢が進むと受診率が下がるため、乳幼児健診の最後の健診である3歳児健診の受診率を成果の指標としているが、乳幼児健診の未受診者に対して、電話や訪問による受診勧奨を行っているため、受診率の向上につながっている。	
目的妥当性	公共関与の妥当性
有効性	○ 妥当である
	見直し余地がある
	○ 妥当でない
効果率	成果の向上余地
	○ 向上余地がある
	向上余地がない
公平性	事業費・人件費の削減余地
	○ 事業費の削減余地がある
	人件費の削減余地がある
総合評価	○ どちらも削減余地がない
	受益と負担の適正化余地
	○ 受益機会の見直し余地がある
費用負担の見直し余地がある	
○ 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括	
安心して健康な子どもを生み育てるため妊産婦・乳幼児健診を行うとともに、未受診者に対して受診勧奨に努め、受診者及び受診率が増加した。	

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 健康づくり課 担当係長 蟹澤 容子 内線 390

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	04	01	02	144070	母子保健事業

単位：千円

		28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		79,980	97,570		17,590
財 源 内 訳	国・県	62	7,979		7,917
	地方債				
	その他		8,300		8,300
	一般財源	79,918	81,291		1,373

※特定財源の内訳	
子ども・子育て支援事業（子育て世代包括支援センター）	国 (1/3) 1,422 県 (1/3) 1,422
母子保健衛生費「妊娠・出産包括支援事業」（産前産後ケア・産婦健診）	国 (1/2) 5,135
まちづくり基金（H28イーハトープ応援寄付金）	8,300

事業期間	<input type="radio"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-----------------------------	-------------------------------	-----------------

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

・児童福祉法等の改正で、母子保健法上「母子健康包括支援センター」として法定化（29年4月施行）される「子育て世代包括支援センター」は、国の少子化社会対策大綱等で概ね32年度末までの全国展開を目標に掲げている。

事業概要

- 妊産婦・乳幼児健康診査及び相談
妊婦一般健康診査の実施 健診回数14回
産後健康診査（産後2週、1か月）
乳児一般健康診査の実施（1か月児、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児親子
歯科、3歳児）
- 子育て世代包括支援センターの設置
相談支援員2人を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援体制の構築
- 産前産後ケア事業等の業務委託
- 赤ちゃんふれあい体験教室
中学生と赤ちゃんのふれあい体験 9回
- 妊娠前相談

意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

●母子保健事業

○妊産婦・乳幼児一般健康診査及び相談 85,207千円

- (1) 母子保健法に基づき、実施する妊産婦・乳幼児一般健康診査にかかる経費
- 報酬 非常勤保健師等 1,838千円
 - 賃金 作業員賃金 3,037千円
 - 報償費 医師等 8,402千円
 - 需用費 消耗品、印刷製本費等 1,156千円
 - 役務費 手数料 33千円
 - 委託料 妊産婦・乳児一般健康診査委託等 70,259千円
(妊婦一般健康診査14回、産後健康診査2回)

(2) 母子保健法に基づき、実施する妊産婦・乳児一般健康診査について、里帰り等で健診を市外で受けた者に対する経費

- 負担金・補助金 健康診査費用補助金 482千円

○子育て世代包括支援センターの設置 4,267千円

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。

- 報酬 非常勤保健師等 4,267千円

○産前産後ケア事業等業務 7,961千円

- 産前産後ケア事業の業務委託 7,961千円

○赤ちゃんふれあい体験教室 135千円

中学生との赤ちゃんのふれあい体験 9回

- 講師報償費 135千円

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ド	事業名	
一般	04	01	02	144080	養育医療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	母子の健康保持					
対象	身体の発達が未熟なまま出産し入院が必要な乳児					
意図	生後速やかに養育に必要な医療を受け、正常児の機能を得る。					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○養育医療給付 身体の発達が未熟なまま出産し、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関で養育に必要な医療給付を行うもの（母子保健法第20条）						
市民参画の有無 【 対象外 】						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	養育医療申請数	人	計画	18	17	/
			実績	14	12	
②			計画			/
			実績			
③			計画			/
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①			目標			/
			実績			
②			目標			/
			実績			
③			目標			/
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)	
一般健康診査（14回）や相談支援の実施により、順調な妊娠経過をたどり出産されている方が多くなっているため、申請件数が減少した。	
目的妥当性	公共関与の妥当性 母子保健法に基づき実施している事業のため妥当である。 <input type="radio"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない
有効性	成果の向上余地 生後速やかに適正な医療を受け、保護者の経済的負担の軽減ができて有効である。 <input type="radio"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない
効率性	事業費・人件費の削減余地 必要な医療を適切に受けるための医療費であり、H25年度からの新規事業で従来の職員数で行っている。 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない
公平性	受益と負担の適正化余地 母子保健法に基づき事業を実施している。主治医の意見書により必要な児に適切に行われている医療に対する給付である。 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である
総合評価 …上記評価結果の総括 生後速やかに養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健やかな成長を図り、保護者の経済的負担の軽減になる。	

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 健康づくり課 担当係長 蟹澤 容子 内線 390

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	04	01	02	144080	養育医療費助成事業

単位：千円

		28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		4,172	3,281		△ 891
財源内訳	国・県	2,526	1,910		△ 616
	地方債				
	その他	801	733		△ 68
	一般財源	845	638		△ 207

※特定財源の内訳

- ・養育医療自己負担金 733
- ・養育医療国県負担金 (国1/2 1,274 県1/4 636)

事業期間 ○ 単年度繰返 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]

部重点施策における目標
子育て支援を充実し子育てしやすい環境を目指します。

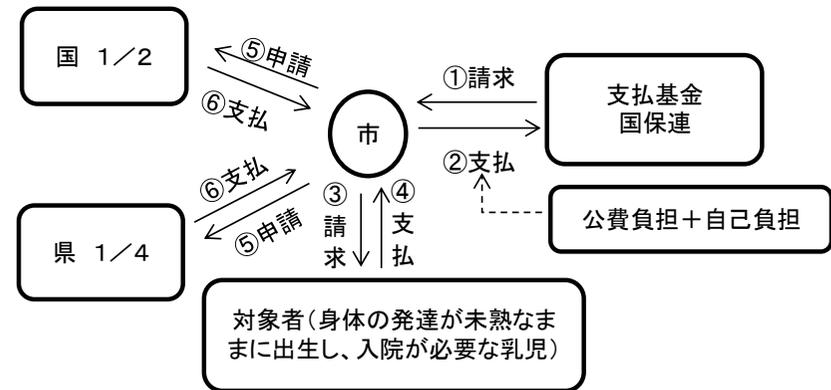
事業開始の背景・経緯
・昭和40年8月の母子保健法施行により、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図るための事業を実施している。平成25年度、権限移譲により身体の発達が未熟なまま出生し、入院が必要な乳児に対して医療給付を行う未熟児養育医療給付事業が開始となった。

事業概要
○養育医療給付
身体の発達が未熟なまま出生し、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関で養育に必要な医療給付を行うもの(母子保健法第20条)

意見・要望等の状況(市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等)

【事業手法の詳細】…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

- 養育医療 H29 3,281千円 (▲891千円)
未熟児養育医療とは、身体の発達が未熟なまま出生し、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関で養育に必要な医療給付を行うもの(母子保健法第20条)
なお、医療にかかる費用の窓口での自己負担はなく、市がいったん全額支弁する。その後所得に応じて費用を徴収する。徴収金を除く市の負担分については、国及び県より所定の割合に応じて負担金補助がある。



養育医療事業 (円)

	見込数	実人数	予算	歳入	決算	H30年度返還金
支弁額			10,000,000		3,279,844	
自己負担額			600,000	732,610	732,610	
公費負担額			9,400,000		2,547,234	
国 1/2			4,700,000	2,820,000	1,273,617	1,546,383
県 1/4			2,350,000	2,350,000	636,808	1,713,192
市 1/4	17	12	2,350,000		636,809	

※ 公費負担額 = (国・県・市)

平成 29 年度事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	04	01	02	144080	養育医療費助成事業

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

■養育医療の対象者（母子保健法第6条第6項）

具体的な要件（厚生省児童家庭局長通知昭和62年7月児発668号）

- (ア) 出生時の体重が2,000グラム以下のもの
- (イ) 生活能力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状のもの

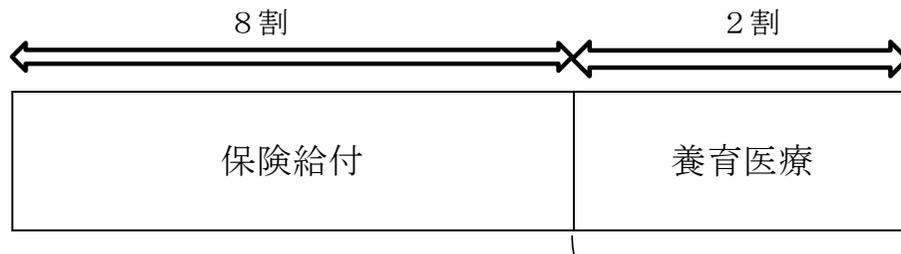
1 一般状態	(1) 運動不安、けいれんがあるもの (2) 運動が異常に少ないもの
2 体温	摂氏34度以下のもの
3 呼吸器循環器	(1) 強度のチアノーゼが持続するもの (2) チアノーゼ発作を繰り返すもの (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向にあるもの (4) 呼吸数が毎分30以下のもの (5) 出血傾向が強いもの
4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がないもの (2) 生後48時間以上おう吐が続くもの (3) 血性吐物、血性便のあるもの
5 黄だん	(1) 生後数時間以内に出現 (2) 異常に強い黄疸のあるもの

■徴収金の算出基準

- ・徴収金の算出にかかる対象者は生計を同一する未熟児の扶養義務者
- ・算出の対象となる所得税は前年分、市町村民税は当該年度分
(1～6月診療分については所得税は前々年分、市町村民税は前年度分が対象)

世帯の階層区分		徴収金月額（円）
A	生活保護世帯等	0
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	2,600
C 1	A階層及びD階層を除く均等割額のみ賦課	5,400
C 2	市町村民税課税世帯 所得割額賦課	7,900
D-1 ～ D-1 3	A階層からC階層を除く所得税課税世帯 所得税額が6,674,000円まで	10,800 ～ 229,400
D-1 4	A階層からC階層を除く所得税課税世帯 所得税額が6,674,001円以上	全額

■養育医療給付の範囲



※給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額までを養育医療で給付する

所得に応じて自己負担額徴収
公費負担割合
国 1/2
県 1/4
市 1/4

平成 29 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	特定不妊治療を受けやすい環境づくりを推進するため、経済的負担を軽減する。					
対象	特定不妊治療を受ける法律上の婚姻をしている夫婦で、岩手県の助成金の交付決定を受けている者					
意図	特定不妊治療費の一部を助成することにより治療を受ける方の経済的負担が軽減され、治療を受けやすい環境づくりが図られる。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
<p>○花巻市不妊に悩む方への特定治療支援事業 対象者：法律上の婚姻をしている夫婦で岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者 助成額：1回の申請につき10万円を限度 (治療費から県助成金を控除した額の2分の1) 市民への周知：中部保健所にチラシを配備し、岩手県助成金の交付決定者に周知を図る。</p>						
市民参画の有無 【 対象外 】						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標 (上記「事業概要」に対応)		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①	特定不妊治療助成金交付件数	件	計画	100	100	
			実績	74	70	
②	特定不妊治療助成金交付額	千円	計画	10,000	10,000	
			実績	5,702	5,097	
③			計画			
			実績			
成果指標 (上記「意図」に対応)		単位	区分	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
/		
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直し余地がある <input type="radio"/> 妥当でない	新たな治療法の確立等により特定不妊治療による出産の可能性が高まっているが、経済的理由により治療を諦めざるを得ない場合も多い。少子化対策の一環として、経済的負担の軽減を図ることは妥当である。
有効性	成果の向上余地 <input type="radio"/> 向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	対象者の把握は、中部保健所と連携しチラシを配置するなどしており、漏れのないようにしている。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="radio"/> 事業費の削減余地がある <input type="radio"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	事業費の大部分は治療費に対する助成であり、対象者の状況に応じた予算措置が必要である。県助成金の対象となった者への上乗せ助成であるため、最低限の事務量であり、また、プライベートな事柄であり外部委託にはなじまない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="radio"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="radio"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	県助成金が交付決定された者を対象としているものであり、受給資格や給付額については県要綱に準じて市の要綱を定めている。
総合評価 …上記評価結果の総括		
円滑かつ確実に助成を実施することで、不妊に悩む方の特定治療に対する経済的負担を軽減する。		

平成 29 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 国保医療課 担当係長 佐藤 庸子 内線 533

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業

単位：千円

		28年度 決算額(A)	29年度 決算額(B)	30年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		5,722	5,115	10,027	△ 607
財源内訳	国・県				
	地方債				
	その他				
	一般財源	5,722	5,115	10,027	△ 607

※特定財源の内訳
なし

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

- ・平成21年3月議会 県不妊治療助成金の上乗せ助成についての質問
- ・平成22年6月議会 再度、質問。副市長答弁、「早々に内容を詰めて近いうちに提案したい」

事業概要

○花巻市不妊に悩む方への特定治療支援事業
対象者：法律上の婚姻をしている夫婦で岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者
助成額：1回の申請につき10万円を限度
(治療費から県助成金を控除した額の2分の1)

市民への周知：中部保健所にチラシを配備し、岩手県助成金の交付決定者に周知を図る。

意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

・不妊に悩む方への特定治療支援事業
不妊治療への経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。また、国の制度見直しにより、平成28年4月1日から助成の対象範囲・回数が変わる。

年度	特定不妊治療への助成の対象範囲・回数				助成限度額	
	妻の年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間	岩手県 ※1	花巻市 ※2
～H25	限度なし	1年目 3回まで 2年目～2回まで	10回まで	5年	15万円/回	10万円/年度
H26・27 (一部施行)	40歳以上 40歳未満	1年目 3回まで 2年目 2回まで 限度なし	H28年度以降は 3回まで 6回まで	H28年度以降は43歳になるまで	15万円/回 (H28.1.20～30万円/初回)	10万円/回
H28～	43歳未満	限度なし	40歳未満：6回まで 43歳未満：3回まで		30万円/初回 15万円/回	

※1 治療内容によっては7.5万円/回 ※2 (治療費－県助成金) 1/2

- ・助成金交付のながれ
- 1 岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定
↓
・中部保健所にチラシを配備し、周知。
 - 2 花巻市に助成金の交付申請
↓
資格審査
対象者 ・花巻市に住所を有する、法律上の婚姻をしている夫婦
・岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者

助成額決定
助成額 ・1回の申請につき10万円を限度
(治療費から県助成金を控除した額の2分の1)
 - 3 交付決定

・事業費の内訳

補助金（特定不妊治療助成金）	5,097,267	(単位 円)
需用費（消耗品）	12,467	
役務費（通知書等郵便料）	4,944	
計	5,114,678	